

# 高知くらしの護身術

470

## クーリングオフ

### 通知の証拠残して

(2018年7月24日掲載原稿)

クーリングオフは、訪問販売や電話勧誘販売といった不意打ち的な取引やマルチ商法など、複雑でリスクの高い取引で契約した場合に、一定期間内であれば無条件で一方的に契約を解除できる特別な制度です。

従って、じっくり考えてから契約を決めることができる店舗や通信販売での購入に、クーリングオフ制度はありません。

また、3千円未満の現金取引は対象外とするなど、全ての契約に適用される制度ではないので注意してください。

クーリングオフをする時は、口頭ではなく、契約者本人から書面で通知し、証拠を残すことが大切です。

はがきでかまいませんので、必要事項を記入し、両面をコピーした後、特定記録郵便または簡易書留で送付してください。

コピーと郵便局の受領書は、一緒に保管しておきましょう。

代金をクレジット払いにしている場合は、信販会社にも同時に通知してください。

はがきへの記入例は、県立消費生活センターのホームページにも掲載していますので参考にしてください。

クーリングオフをすると、その契約は初めからなかったこととなります。代金を支払っている場合は、全額返金され、違約金などは請求されません。商品を受け取っている場合には、送料は事業者の負担で引き取ってもらうことができます。

なお、クーリングオフの期間が過ぎても、法定書面の交付がなかった場合▷受け取った書面に不備がある場合▷事業者が嘘を言ったり脅かしたりしてクーリングオフを妨害した場合は、期間経過後であってもクーリングオフができます。諦めず、困ったときは早めに消費生活センターへご相談ください。